

高砂市議会定例会追加議案

事件議案・条例議案

令和7年3月

目 次

ページ

高議第 16 号	動産の買入れについて……………	1
高議第 17 号	高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	3

高議第16号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れるものとする。

令和7年3月27日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

記

- 1 買入物件 小学校教師用指導書（小学校デジタル教科書・指導書セット）
- 2 買入金額 26,272,400円
- 3 契約の相手方 加古川市加古川町河原211番地の1
株式会社 詳文館
代表取締役 橋 本 陽 子
- 4 契約の方法 随意契約
- 5 契約日 令和6年4月1日

高議第 17 号

高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定める
ことについて

高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める
ものとする。

令和 7 年 3 月 27 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

高砂市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年高砂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500」を「12, 900」に、「13, 350」を「13, 700」に、「14, 200」を「14, 500」に、「10, 800」を「11, 300」に、「11, 650」を「12, 100」に、「9, 100」を「9, 700」に、「9, 950」を「10, 500」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた高砂市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。